府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十二条第一項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十九条第一項及び第二十六条並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第二十一条の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年一月二十二日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正）

第一条　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一表から第六表まで及び別紙を除く。）中「㊞」を「㊞　名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考12までを一ずつ繰り上げる。

様式第一の二中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第二中「㊞」を削る。

様式第三中「㊞」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第四及び様式第五中「㊞」を「㊞　名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第六中「㊞」を「㊞　名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部改正）

第二条　フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一表及び第二表並びに別紙を除く。）中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考9までを一ずつ繰り上げる。

様式第三中「㊞」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第四及び様式第五中「㊞」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第六中「㊞」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省令

○財務省令第一号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項及び第四十一条の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「国の債権」若しくは「債権」、「債権の管理に関する事務」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、「現金出納職員」、「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」、「延納利息」又は「債権管理簿」とは、法第二条、第三条第一項第三号、第二十二条第一項、第二十四条第二項又は第三十二条第三項に規定する国の債権若し	（定義） **第二条**　この省令において「国の債権」若しくは「債権」、「債権の管理に関する事務」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、「現金出納職員」、「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」、「延納利息」又は「債権管理簿」とは、法第二条、第三条第一項第三号、第二十二条第一項、第二十四条第二項又は第三十二条第三項に規定する国の債権若し